

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県議会議員選挙における各選挙区において選挙すべき議員の数の算定の基礎となる人口の取扱いの特例に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

平成23年1月1日までに平成22年の国勢調査の結果による人口が官報に公示されなかったため、同年4月10日に行われる鳥取県議会議員選挙の各選挙区において選挙すべき議員の数の算定の基礎となる人口は、平成17年の国勢調査の結果による人口とする旨を定める。

2 条例の概要

(1) 平成23年4月10日に行われる鳥取県議会議員の選挙の各選挙区において選挙すべき議員の数の算定の基礎となる人口は、官報で公示された平成17年の国勢調査の結果による人口とする。

(2) 施行期日は、公布日とする。